

令和3年7月第140回定例農業委員会総会議事録

令和3年7月9日（金）

金田コミュニティセンター 多目的ホール

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第548号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第549号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第550号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第338号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
報告第339号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
報告第340号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和3年7月第140回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので●●会長
よろしく申し上げます。

議長

本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。

今年の梅雨入りはいつもになく早く、ここ最近は毎日のように雨が降り
蒸し暑い日が続いています。又、全国的には山陰、広島、九州も非常に大
変な雨が降り、被害にあわれました方にはお見舞い申し上げたいと思いま
す。早く梅雨が明けることを願うところでございます。とは言いますもの
の、梅雨が明ければ明けたで、また暑い日が予測されますのでお体には十
分ご注意いただきたいと思えます。

議長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただき
たいと思えます。

本日の現在出席委員22名、全員ご出席いただいておりますので、
会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、7月総
会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、
令和3年7月第140回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

16番●●●●委員

17番●●●●委員

のご両名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第548号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をする
ことについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議題548号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をす
ることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図
を合わせてご覧下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和3年7月9日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、大中町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積5,503㎡、世帯の経営面積、渡人387.1アール、受人0アールで、今回の申請面積で55アールとなります。渡人につきましては、大中町●●番地、●●●●、受人につきましては、中小森町●●番地●、●●●●、契約内容は贈与、譲渡理由につきましては、高齢により耕作不可、譲受理由につきましては、現在耕作中、経営基盤の安定のためでございます。

番号2、土地の所在地、益田町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積13㎡、世帯の経営面積、渡人5.4アール、受人75.8アールで、今回の申請面積を合わせますと75.9アールとなります。渡人につきましては、加茂町●●番地、●●●●、受人につきましては、八木町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由、譲受理由につきましては、申請手続きの是正のためでございます。お手元の地図をご覧くださいののですが、所有者、耕作者、●●●●と記載された一筆の農地があります。過去にこの土地を●●さん、●●さんとで3条で所有権移転をされました、その際に今回の申請地のところが、633番の小さい一筆が残っていました。現在はこの一筆を一体利用しておられますので、現状に合わせる形で今回、売買をされます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件及び、農地法第3条第2項第7号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委員

(特になしの声)

議長

特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。
質問や意見はございませんか。

委員	(特になしの声)
議長	<p>質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。</p> <p>議第 548 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議第 548 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、原案どおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>それでは次に、議第 549 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 550 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議題549号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。</p> <p>農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和3年7月9日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。</p> <p>番号1、土地の所在地、安土町内野●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積507㎡、申請人につきましては、安土町内野●●番地、●●●●、申請地は、安土町内野地先の農地で、一団の規模が10ヘクタール以上の農地を形成していることから、農振白地の第1種農地と判断をいたしました。転用目的は、農家住宅で、息子夫婦が申請人と共有名義で建築される予定です。第1種農地は、原則許可できませんが、住宅で集落に接続して設置する場合は、例外的に許可し得るものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。</p> <p>続きまして、議第550号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和3年7月9日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。</p> <p>番号1、土地の所在地、野村町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積158㎡、同じく野村町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出</p>

面積730㎡、2筆合わせて888㎡でございます。渡人につきましては、江頭町●●番地、●●●●、受人につきましては、草津市野路町●●番地●●、●●●●、申請地は、野村町地先の農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、農振白地の第2種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場で、現在、安土町下豊浦の土地を資材置場として借りていますが、土地所有者から返却を求められております。市内にて資材置場を探したところ、面積等が適当であることから、当該地を選定されたものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積235㎡、渡人につきましては、加茂町●●番地、●●●●、受人につきましては、草津市下笠町●●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、加茂町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「●●●●医院」・「●●●●皮ふ科」の医療施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場です。4月に一般住宅として承認をしているところですが、今回用途を変更し申請されました。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、安土町内野●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積507㎡、貸人につきましては、安土町内野●●番地、●●●●●、借人につきましては、安土町小中●●番地、●●●●●号、●●●●●、申請地は、安土町内野地先の農地で、一団の規模が10ヘクタール以上の農地を形成していることから、農振白地の第1種農地と判断をいたしました。転用目的は、農家住宅です。契約内容は、使用貸借で4条の番号1との関連でございます。受人と渡人は親子であり、共有名義で農家住宅を建築されるため、4条で●●さん、5条で●●さんの申請となりました。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

議 長

ありがとうございました。

議第549号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第550号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、6番、●●●●●委員、よろしく申し上げます。

委 員

去る、6月30日に、

議第 549 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 550 号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて7番●●●●委員と、10番●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、議第548号 農地法第4条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

申請地は、安土町内野地先の農地で、転用目的は、農家住宅です。隣接農地との境界には、L型擁壁を設置し、土砂の流失を防ぎます。また、雨水については、南側県道の用悪水路に放流することから、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、議第550号 農地法第5条第1項許可申請の案件について報告させていただきます。

番号1の案件です。

申請地は、野村町地先の農地で、転用目的は露天資材置場です。周辺に農地がないことから、問題ないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号2の案件です。

申請地は、加茂町の集落内の農地で、転用目的は露天資材置場です。事務局から説明のありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号3の案件です。

4条の番号1で説明しましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第4条許可申請1件、第5条許可申請3件、計4件の現地踏査 結果報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員

(特になしの声)

議 長	<p>質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。</p> <p>議第 549 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 550 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議第 549 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 550 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、提案どおり許可相当とすることに認めます。</p> <p>それでは、次に報告第 338 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 339 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 340 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第338号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。</p> <p>農地法第4条第1項第8号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和3年7月9日、近江八幡市農業委員会事務局長。</p> <p>番号1、土地の表示、十王町●●、地目、田、地積604㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年6月7日、405番、届出人につきましては、十王町●●、●●●●、理由につきましては、一般住宅でございます。</p> <p>続きまして、報告第339号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和3年7月9日、近江八幡市農業委員会事務局長。</p> <p>番号1、土地の表示、安土町上豊浦●●、地目、田、地積102㎡、同じく安土町上豊浦●●、地目、田、地積95㎡、渡人につきましては、安土町上豊浦●●、●●●●、同じく安土町上豊浦●●、地目、田、地積119㎡、渡人につきましては、安土町上豊浦●●番、●●●●、同じく安土町上豊</p>

浦●●、地目、田、地積102㎡、渡人につきましては、安土町上豊浦●●、●●●●、以上5筆の受人につきましては、友定町●●一●、●●●●、代表取締役、●●●●、届出受理日及び受理番号、令和3年5月31日、508番、理由につきましては、分譲宅地、区分につきましては、売買で
ございます。

続きまして、報告第340号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和3年7月9日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約（使用貸借を含む）の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、賃貸借契約解除3件、使用貸借契約解除2件、計5件、以上報告とさせていただきます。

議 長 ただ今の、報告第 338 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 339 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 340 号 その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委 員 報告第340号の解約で、4番、5番と同じ筆があるのはなぜですか。

事務局 ご指摘のとおり、こちらにつきましては農地中間管理機構の事業を利用されておりますので、一旦、農地中間管理機構に返して、農地中間管理機構から元の地主さんに返されるという二段階の手続となっております。

議 長 それでは、よろしいでしょうか。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長 以上で本日の総会日程は終了しました。
これもちまして第 140 回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後1時50分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員